第三条第十号中「開設するもの」の下に「（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）」を加える。

第四条第一項第三十四号を削り、同項第三十五号中「のうち、当該無線局に係る電気通信設備が標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものであるもの」を削り、同号を同項第三十四号とし、同項中第三十六号を第三十五号とし、第三十七号から第六十三号までを一号ずつ繰り上げる。

（超短波放送に関する送信の標準方式の一部改正）

第九条　超短波放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　衛星基幹放送局を用いて行う超短波放送（第八条―第十三条）」を「第三章　雑則（第八条）」に改める。

第三章を削る。

第十四条を削る。

第十五条中「及びスクランブルに係る音声信号に関する規定」を削り、同条を第八条とする。

第四章を第三章とする。

別図第二号から別図第五号までを削る。

（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部改正）

第十条　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

別表第十四号注1(1)中「標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第88号）第４条に規定する」を削り、同(1)の図を次のように改める。

（超短波データ多重放送に関する送信の標準方式の一部改正）

第十二条　超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（衛星基幹放送局（衛星基幹放送試験局及び基幹放送を行うための実用化試験局であって人工衛星に開設するものを含む。第六条を除き、以下同じ。）を用いて行われるものに限る。）」を削る。

第三条中「標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号。以下「標準テレビジョン放送の標準方式」という。）第二十一条第一項第三号に規定する関連情報」を「国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報」に改める。

第五条及び第六条を削る。

（衛星一般放送に関する送信の標準方式の一部改正）

第十三条　衛星一般放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を削り、同条第二号中「第三条第二号」を「第三条第一号」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第三条第三号」を「第三条第二号」に改め、同号を同条第二号とする。

第四条第一項を削り、同条第二項中「前条第二号」を「前条第一号」に改め、同項第一号中「別図第三」を「別図第一」に改め、同項第二号中「別図第四」を「別図第二」に改め、同項第四号中「別図第五」を「別図第三」に改め、同項第五号中「別図第六」を「別図第四」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前条第三号」を「前条第二号」に改め、同項第一号中「別図第三」を「別図第一」に改め、同項第二号中「別図第四」を「別図第二」に改め、同項第四号中「別図第五」を「別図第三」に改め、同項第五号中「別図第七」を「別図第五」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前条第二号」を「前条第一号」に改め、同項第一号中「別図第三」を「別図第一」に改め、同項第二号中「別図第四」を「別図第二」に改め、同項第四号中「別図第八」を「別図第六」に改め、同項第五号中「別図第九」を「別図第七」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前条第三号」を「前条第二号」に改め、同項第一号中「別図第三」を「別図第一」に改め、同項第二号中「別図第四」を「別図第二」に改め、同項第四号中「別図第十」を「別図第八」に改め、同項第五号中「別図第十一」を「別図第九」に改め、同項を同条第四項とする。

別図第一及び別図第二を削る。

別図第三中「第４条第２項第１号、第４条第３項第１号、第４条第４項第１号及び第４条第５項第１号」を「第４条第１項第１号、第４条第２項第１号及び第４条第４項第１号」に改め、同図を別図第一とする。

別図第四中「第４条第２項第２号、第４条第３項第２号、第４条第４項第２号及び第４条第５項第２号」を「第４条第１項第２号、第４条第２項第２号、第４条第３項第２号及び第４条第４項第２号」に改め、同図を別図第二とする。

別図第五中「第４条第２項第４号及び第４条第３項第４号」を「第４条第１項第４号及び第４条第２項第４号」に改め、同図を別図第三とする。

別図第六中「第４条第２項第５号」を「第４条第１項第５号」に改め、同図を別図第四とする。

別図第七中「第４条第３項第５号」を「第４条第２項第５号」に改め、同図を別図第五とする。

別図第八中「第４条第４項第４号」を「第４条第３項第４号」に改め、同図を別図第六とする。

別図第九中「第４条第４項第５号」を「第４条第３項第５号」に改め、同図を別図第七とする。

別図第十中「第４条第５項第４号」を「第４条第４項第４号」に改め、同図を別図第八とする。

別図第十一中「第４条第５項第５号」を「第４条第４項第５号」に改め、同図を別図第九とする。